令和４年度　第１回北海道自立支援協議会　議事録

開催日時：令和５年３月２０日（月）１４：００～１６：００

開催方法：Zoomによるweb開催

１　開会

（略）

２　座長の選任について

（略）

３　議事

（１）障害者総合支援法の改正について

〈大久保座長〉

議題の1つ目、障害者総合支援法の改正についてということで事務局の方からご説明お願いいたします。

〈事務局：碓井〉

準備ができましたので、私、碓井よりご説明差し上げます。

障害者総合支援法の改正法案につきましては、昨年12月に国会で可決されたところであり、一部を除きまして、令和6年4月1日より施行されることが決まっております。本日は、報道等において既にご承知の方もおられるかもしれませんが、自立支援協議会の目的でございます、相談支援体制の整備に関連する改正事項について概要を抜粋してご説明したいと思います。なお、国の資料をそのまま活用しているためルビ付きの資料がなく、申し訳ございません。

それでは資料を1枚めくっていただきまして、法律案の概要をご覧ください。関連部分では、趣旨として障がい者等の地域生活の支援体制の充実が掲げられており、付随する概要として、共同生活援助、いわゆるグループホームの支援内容として、一人暮らしなどを希望する者に対する支援や退去後の相談などが含まれることを法律上明確化。障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務に。都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するこの3つが掲げられております。

次のページをご覧ください。グループホームについての見直しの内容をわかりやすくしたものとなります。現状と課題にありますとおり、近年、グループホームの利用者は増加しておりますが、生活上の支援があれば一人暮らし可能な方も含まれております。今回の見直しでは、地域移行を希望される利用者の方に、その方の課題を確認しつつ、一人暮らしに向けた支援や退去後の一人暮らしなどの定着のための相談などの支援が含まれることとなります。なお、これまでもグループホームにおいては、3年以内に地域移行を行うサテライト住居がございましたので、既に同様のサービスを入居中に実施している事業者がございますが、退去後に支援を一定期間継続する点では、今回の見直しから新たに始まる支援内容となります。

次のページをご覧ください。概要で説明した残りの項目の見直し内容をわかりやすくしたものとなります。現状と課題からですが、基幹相談支援センターは平成24年から法律で位置付けられておりますが、設置市町村が全国で半数程度に留まっております。また、障がいがある方の重度化や高齢化、親なき後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備につきましても、平成27年から推進してきておりますが、同様に全国で5割程度と留まっており、道内の状況については後程資料2－1及び4－１でご説明しますので、こちらの説明は省略させていただきます。精神障がいの分野では、市町村の精神保健に関する課題が障がいに留まらず、子育てや介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況であり、複雑多様化により、対応困難事例もみられております。

今回の見直しでは、令和6年4月1日より基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の設置や整備が市町村の努力義務化とされるほか、地域協議会である市町村自立支援協議会において、個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上に明記した上で、当該会議に守秘義務が設けられております。また、市町村等が実施する精神保健に関する相談の対象者に、精神保健に課題を抱える者を対象に追加することとしており、今後、厚生労働省において具体的な対象者像の定めることとしております。このほか、精神保健福祉士の業務に追加となる対象者への支援を追加することとしております。障害者総合支援法の改正に係る概要については以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございました。ただいまの説明のありました内容について、ご質問とかご意見等ございませんでしょうか。いかがですか。

私の方から少し質問なのですけども、厚労省の資料でその基幹相談支援センターとか地域生活拠点ですかね、が、だいたいまぁ、全国で半数程度に留まっているとのことなんですけれども、北海道の道内の状況はどんな感じなのでしょうか、大体で結構なんですけど。

〈事務局：碓井〉

まずですね、地域生活支援拠点等ですけれども、道内については、77市町村で設置が進んでおりまして、パーセンテージでいうとですね、今すぐには出てこないんですけれども、半分以下で４割程度のはずだったと思います。

〈事務局：岡本〉

続きまして基幹相談支援センター設置状況なんですけれども、昨年の4月1日現在、道内では93市町村ですね、設置されている状況で、パーセンテージでいうと52.0％となっています。この事に関しては資料4－1で説明いたします。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。ちょっとよくない言い方かもしれませんが、設置すればいいということではないかもしれませんが、でも、数的には大体同じぐらいなんですね。全国と。わかりました。ありがとうございます。

何か他にご質問とかご意見ありませんでしょうか。はい、佐藤さん、どうぞよろしくお願いします。

〈佐藤構成員〉

はい。名簿では一般社団法人くらしネットＬｉｎｋと書いていますが、きっと私がこの協議会に参加しているのは、北海道広域相談体制整備事業という事業でもって各圏域ごとに地域づくりコーディネーターという立場の人が配置されているのですが、その中の1人としてこの協議会に参加させてもらっているというような立場でございます。地元では、普通に相談支援専門員としての役割もあったりもしています。特に何か質問でもなく普段思っていることを話させていただいてもいいのであればと思って手をあげました。

今、大久保さんが設置していればいいというものではないみたいな話がありましたが、地域づくりコーディネーターの中でもそのことは時々話題になることです。基幹相談支援センターとか地域生活支援拠点だけにかかわらず、今、相談支援事業所が、全道にたくさんあります。主な役割としては福祉サービスを使う人のサービス等利用計画、介護保険でいうところのケアプランを作るというような役割はあるのですが、相談支援事業所自体はそれなりにあって、障害福祉サービスを使っている人のサービス等利用計画作成割合は結構高い、数字的には高いんですけど、なんていうかな、本当に当事者にとって相談しやすい窓口になっているかとか、そういうことの評価はなされてないような気がします。計画策定何％、うちの町は100％いっているから、全員に相談が行き渡っているぞみたいな感じで役場はおっしゃるのですが、事務的に機械的に支給決定のために計画相談をやっているという相談支援専門員も少なくないというふうに感じています。当事者にとっての相談、当事者にとっての相談支援体制が充実しているかどうかというのは、箇所数の数字では出てこないわからないところもいっぱいあると思います。

なので、基幹相談センターとか、拠点整備ももちろん大切ですけど、そもそもの相談支援事業所を評価する仕組みとか、どういう目線で誰が評価したほうがいいのかとか、例えばグループホームとか就労継続支援B型事業所とかみたいなところは道の指定もとっているので、道からの監査があると思うのですけど、相談支援事業所って市町村指定だったりするので、大きい町では定期的に何年かごとに監査をしている、評価をしているということもあると思うのですが、私が住んでいるオホーツク圏域では、市町村から委託してもらっている相談支援事業所は監査を受けていなくて、評価されていない感じがするので、そういったことも考えていけたらということは日々思っています。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。多分この後の次の障がい者福祉計画にも関係してくることかなと思います。ありがとうございます。そういう現状があるってことですね。

ちなみに私も昨年3月までは札幌で相談支援事業所をやっていましたが、監査を受けたのは、多分10数年前に1回受けましたけど、それ以外はございません。監査がすべてではありませんけど、行政の評価は大事かなと思います。その他何かご質問とかご意見とかありますか。よろしいですか。

はい。であれば1つ目の議題はこれで終わりにしますが、今、佐藤さんにおっしゃっていただいたように、何か皆さんご自身の周りでの状況などがあれば、次の計画のところも関係しますので、ご意見等いただければ有り難いかなと思います。

続きまして議題の２つ目の第６期北海道障がい福祉計画について事務局から説明をお願いいたします。

**（２）北海道障がい福祉計画について**

〈事務局：碓井〉

引き続き碓井から第６期北海道障がい福祉計画についてご報告をさせていただきます。

第６期北海道障がい福祉計画につきましては、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年を計画期間としておりまして、来年度は次期計画に向けて、皆様からご意見を伺いながら、策定を進める予定でございます。

今日は、現計画の中から成果目標についてご報告させていただきます。参考で配付しております資料2－2に計画の概要版を添付しておりまして、3ページから令和5年度の成果目標の主なものを掲載しておりますが、その中から、今回自立支援協議会に関係する成果目標の項目を抜粋しまして、資料2－1よりご説明したいと思います。

資料2－1の１つ目ですけれども、福祉施設の入所者の地域生活への移行目標についてですが、地域生活移行者数につきましては、令和2年3月末の施設入所者数9,558人の2.4％に当たります234人を成果目標としているところです。これにつきましては、国で示しています指針の中では、第6期計画の目標値6％と示しておりますが、この値は北海道に当てはめると、目標値が573人となります。（2）に、地域生活移行者数の推移の表を載せてありますが、国の指針で示す数字で成果目標を設定しますと、実態と大きくかけ離れてしまうため、北海道としましては、計画策定の直近である、平成29年から令和元年度の3年間の実績から、道独自の目標値としまして、234人としているところでございます。

もう１つの目標値であります施設入所者の減少見込数につきましては、同じく令和2年3月末の施設入所者数9,558人の4.3％にあたる415人を成果目標としております。こちらも国の指針では目標値1.6％が示されていますが、この値を北海道に当てはめますと、目標値は152人となりまして、これは直近の入所者減少数の数値から見ましても、北海道の実態とかけ離れてしまうため、こちらも同じく平成29年から令和元年度の直近3年間の実績から、道の目標値を定めまして415人を成果目標としております。

1の（3）、今後の取組としましては、引き続き振興局と連携のもと、各圏域に配置している地域づくりコーディネーターによる総合的な支援を行うとともに、相談支援事業所等において地域移行支援や相談支援を担う障がい者ピアサポーターを養成し、より一層相談支援機能の充実を図るため、ピアサポーターの専門性を確保するための研修実施に向けた検討を行っているところです。

2つ目の地域生活支援拠点の整備目標ですが、こちらについては、すべての市町村に整備することを目標としておりますが、北海道の広域性を考慮し、第６期計画期間中は道内に21ある障がい保健福祉圏域に1ヶ所以上整備することを目標としております。（2）に地域生活支援拠点等の整備状況の表を載せておりますが、第5期の計画の最終年である令和2年度末で21圏域中15圏域の整備となり、目標達成されなかったので、引き続き第6期計画におきましても、21圏域に1ヶ所以上の整備を目標としたものです。なお第6期計画期間である令和3年度以降は令和5年2月末時点で未整備だった3圏域において、新たに拠点が整備されており、18圏域77市町村に拠点が整備されております。現在、拠点が整備されていない圏域は、南檜山、日高、遠紋の3圏域となっております。

今後は拠点等整備を促進するために道内事例集の提供のほか、振興局及び地域づくりコーディネーターによる未整備市町村への支援を引き続き行っていくこととしておりますほか、今月29日に開催します地域づくりコーディネーター部会におきましても、さらなる支援等の整備に向けた支援について、部会員の方々と協議する予定としております。私からの報告については以上となります。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございました。施設、地域移行の問題とか、地域生活支援拠点などが中心になったと思いますけども何かご質問とかご意見とかありましたら、ぜひお願いいたします。

全国的にも地域移行がなかなか進んでいないというのが、大きな問題になっていますよね。北海道も同じような感じがします。このいただいた資料の平成25年位は非常に盛り上がった気がするのですが、だんだん全体的に、多分行政も支援機関も支援者も気持ちが下がっているのかなと思っておりますが、どうですか。昨年の国連の勧告などきつく言われたのでこのままではやばいと思うのですが、何かご意見とかございませんか。ご意見でもご質問でも結構です。どうぞご自由に。はい、髙谷さんお願いいたします。

〈髙谷構成員〉

はい。地域移行について教えていただきたいのですが。私は釧路に住んでいるのですが、多分今年度は1名も出てないと思うんですよね。昨年度は1名だったような記憶をしています。この地域移行の数の市町村別は道ではどう把握されていて、どこの地域は進んでいるとか。地域別に令和2年度に100人ということなので、結構全道では出ているのかなと思ったのですが。市町村別がわかっていたら教えていただきたいなと思います。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。はい。事務局いかがでしょうか。

〈事務局：竹内〉

はい、事務局です。調査はですね、各施設に行っているものなので、その集計結果としては市町村単位まで集計することが可能なのですが、道としてはその内訳は公表しておりません。というのは、やっぱりそこの施設ごとの情報がはっきり出てしまう形になるので、あくまでも全道域での公表ベースというようになっています。しかしながら、地域移行部会を持っていますので、その中ではもう少し深い議論が必要だと思います。地域移行部会は非公表の部会なのですが、その中では細かいところまで議論していきたいと思っておりますので、市町村別の状況を含めて、委員の皆さんと共有していく予定になっています。

〈髙谷構成員〉

はい、ありがとうございます。

〈大久保座長〉

よろしいですか髙谷さん。そうですね、エリアによっては施設や病院が少なければ特定されるということもされても仕方ないのかなと思う面もありますけども。はい。ありがとうございます。その他ご質問やご意見ありませんでしょうか。どうぞ佐藤さん。

〈佐藤構成員〉

手を上げてばかりですみません。まず質問としては、この福祉施設の入所者というのは、いわゆる入所施設から出た人をカウントのみなのか、グループホームから一人暮らしになったとか、そういうところではなく入所施設から出た数だけのことなのでしょうか。

〈事務局：竹内〉

はいそうです、入所施設から出た方ですので、むしろその先としてグループホームという選択肢も一応地域移行としてカウントされているという状況です。

〈佐藤構成員〉

だとしたら、今後の取り組みとして地域づくりコーディネーターを活用したとなっているので、仕事がかなり増えるというか力を入れてというふうに言われるのかなと思ってドキドキなのですが、だとしたら令和2年は100人も出ているのだというふうに思いました。良い取り組みをしている法人とかの事例は共有できたりとかしたらいいかなというふうに思うのが一つ目、あともう一つは権利条約のことでの勧告でも日本のグループホームは施設とさほど変わらないという言われ方もしたので、グループホームから地域移行というのも、実際はどうなのかなということは興味があります。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。一つはですね、提案として、細かい市町村の数は出せないとしてもいい事例は出して共有してはどうかということと、グループホームが先ほどの説明にありましたようにグループホームからの一人暮らしなども強化しようということなので、その数も含めて出したほうがいいのではないかという提案ですね。はい、ありがとうございます。なるほどなぁ。その他ございませんか。はい、四木さん、お願いいたします。

〈四木構成員〉

はい。札幌聾学校の校長の四木と申します。北海道聾学校校長会として出席させていただいております。

基本的な質問で申し訳ありません。この地域移行がなかなか思うように進まないという背景、これは道としてはどのような課題があるからというふうにおさえていらっしゃるのでしょうか。もちろん地域とか市町村の状況によっても状況は大差あるかと思いますけども、好事例を集めてそれを提供するという、そのベースとしてどのような課題があるからこのような好事例を提供するという方向に向けたいのかというあたりわかれば教えてください。

〈大久保座長〉

いかがでしょうか。事務局としては、北海道としてどのような課題があるからというようにお考えかみたいなことだと思いますが、いかがでしょうか。

〈事務局：碓井〉

まず課題として考えられるのが、これまで地域移行の方々、施設の方から数多く出していただきまして、それに伴って入所定員はどんどん右肩下がりで減少しているところでございます。そういった状況からですね、今施設に残られている方というのが、比較的重度の方が多くいらっしゃるという状況がありまして、なかなか地域に出にくいという状況が一つあると思います。

もう一つはですね、そういった方々の受け皿となるグループホームが、グループホーム自体がもともと日中支援型というのが新たに追加されておりますが、それはまだまだ数も少ないですし、道の補助で建設もしているところもあるのですが、一般的には、日中外に行かれて他の障害福祉サービスを利用されているという方がメインでまだあるので、そういった受け皿問題というのも一つあるのかなと感じております。以上です。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

〈四木構成員〉

はい、ありがとうございます。地域の受け皿の問題なのだろうなと思っていましたけども、なぜ地域の受け皿というか、施設の面であるとか、その体制整備であるとか、もしくは人員の確保というところも昨今大きいと思いますけども、その辺りが市町村の体力というところも、リソースであるとか体力というところが北海道の広域性で非常に下がって、そこを道として整えるというのはなかなか苦しい状況だろうなと思いますけども、道として、一定の数値目標を掲げた以上はその辺りも予算的な部分も含めて、検討を進めていただければ、推進するのではないかなと感じました。ありがとうございます。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。ご意見もいただきました。その他いかがでしょうか。計画に関して。

〈片山構成員〉

すいません。ちょっと関連して。ひとこと。先ほどのお話、僕も最もだと思っておりまして、やはり地域移行が盛んに言われるようになってから、当然言い方は悪いですけど、地域移行させやすい人はどんどんさせていけると思うのですけど、当然させにくい人がいらっしゃるわけで。

そうなってくると、僕の仕事の立場上やっぱり関わるのは、自閉症の方とか、知的障がいが非常に重たい方、行動障がいの激しい方というのがどうしても、難しくなってくると思うのですね。そう考えるとやはり今現状のグループホームはやっぱりなかなか職員の専門性だったりとか、フルタイムの職員をなかなかしっかり確保できないというのはもう仕方がないところもあって、やっぱりその辺がどうしてもネックになるのではないかというふうに思います。

この辺はあまり突き詰めていくと、究極は景気が悪いからという話になってどうしょうもなくなるところもあるんですけど、ぜひ道のほうではそのあたりのどう改善していくかというようなビジョンを目標とともにあわせて、これは道の皆さんだけで考えることではないのかもしれないのですが、示していただけるとありがたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。そうですね。今のグループホームの体制だとなかなか障がいを持たれている方を24時間見るというのは、非常に厳しいんですよね。そういう意味で言うと、道だけではなくその制度設計の問題もすごく大きいと思いますので、道の計画もそうですが国にも物申すみたいなことは絶対必要なのかなと思います。はい。ありがとうございます。

私から一つ関連して、地域移行される方の数の問題もありますけど、さっき道の報告にもありましたけども、入所とかですね、精神科の病院の定員がどのぐらい減っているかというのも見えた方がいいと思うのですよね。定員を減らすという目標は多分出しにくいと思うのです。いろんな諸問題があって。本当は出せばいいと思うのですけど。

でもその定員もきちんと見ていくということも合わせておいたほうが、より正確に実態がわかるかなというふうに思います。まぁだから極端に言うと、地域移行をたくさんしているけど、全然定員は減らないので、また誰が入所していると同じことなので、定員がいかに減っているかということもきちんと一方で見ていく必要があるかなと思いました。

福祉計画については、その他ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。はい、それでは次に進めさせていただきたいと思います。

議題の3番目ですね、北海道障がい者条例に基づく取り組みについてということで、これも事務局の方から説明をお願いいたします。

**（３）北海道障がい者条例に基づく取組について**

〈事務局：碓井〉

引き続き碓井より、北海道障がい者条例に係る施策の推進状況についてご報告をさせていただきます。

北海道では、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するために、北海道障がい者条例を策定しておりまして、施策の推進状況につきましては、毎年知事を本部長としまして北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部会議において協議をいたしまして、その後、道議会の方に報告しているところです。

まず、資料3－1、令和3年度北海道障がい者条例に関する施策の推進状況をご覧ください。表紙の次のページに移りまして、条例の取組の概要を記載しております。本条例の推進に当たりましては、ローマ数字のⅠにありますように、｢推進本部の設置｣、右側のローマ数字のⅡにあります、条例の理念等を広く道民の皆様に普及するための広報、続いてのローマ数字のⅢにあります｢1 権利擁護の推進｣｢2障がい者が暮らしやすい地域づくり｣｢3障がい者の就労支援｣の３つの柱からなる各種の施策の推進という3つの取組により、条例が目指す基本理念の実現を図っていくこととしておりまして、次ページ以降に具体的な取組を記載しておりますので、簡単にご説明させていただきます。

次のページに移りまして、2ページ目上段の障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部ですが、昨年度はコロナ禍のため、書面による開催としまして、10月に意見交換と集合によるオンラインのハイブリットにより、意見交換を開催したところです。本年度は、昨年5月に知事を本部長とする推進本部会議を開催しまして、今後の取組方針などについて協議を行っております。

次に下段の条例の広報についてですが、（1）の条例の理念などの周知では、出前講座の実施や条例や差別解消法などに関するパネル展や道民フォーラムなどを開催いたしまして、条例の理念や障がいのある方の権利擁護の流れについて、普及啓発を行っております。なお、道民フォーラムについては、今年度、伊達市、釧路市、札幌市の全道３会場にて開催しており、札幌会場での開催分については、6月30日まで、札幌市ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルを活用した事後配信を実施しておりますので、ご視聴やお知り合いの方にぜひご紹介いただければと思っております。

続きまして、次のページ3ページ目をご覧ください。施策の柱の一つ目の権利擁護の推進についてですが、虐待や差別の解消に向けまして、①の全道14圏域に設置している地域づくり委員会において障がいのある方々からの暮らしづらさに関する申立事案などについて協議を行っておりまして、令和3年度の受付件数は全道で2件となっております。また、②の、北海道障がい者権利擁護センターにおける相談と報告の件数は108件となっておりまして、この中の45件を虐待相談として、関係機関へ通報するなどの対応を行っております。なお、詳細の相談受付状況につきましては、資料に別途掲載しておりますので、こちら後程ご覧になっていただければと思います。

次に、4ページ目の下段になりますが、施策の柱の2つ目、障がい者が暮らしやすい地域づくりについてですが、先ほど説明しました14圏域の地域づくり委員会では、障害のある方からの申立事案に加えまして、委員会が自ら把握した地域での様々な課題についても協議を行っておりまして、令和３年度は計25回開催しております。なお、各地域づくり委員会が協議した課題については、資料に別途掲載しておりますので、こちらも後程ご覧いただければと思います。

次に5ページをご覧になってください。施策の柱の３つ目、障がい者の就労支援についてですが、(1)の就労支援推進計画の推進では、本条例の規定により設置しております北海道障がい者就労支援推進委員会のご意見を踏まえながら、関係機関と連携した就労支援に取り組んで参りました。主な内容として、(2)から(5)に具体的な取組内容を記載しております。企業と連携した取組としましては、障がいのある方を数多く雇用しております実績等を有する180社を、障がい者就労支援企業認証制度に基づいて認証しております。

地方自治法施行令に基づく特定随意契約制度を活用するなどして、障がい者就労支援等に対する、優先的な発注に取り組んでおりまして、令和2年度も道における調達実績は479件。計1億1,721万1,000円となっております。

障がい者就労施設などの経営改善や受注拡大を図るため、北海道社会福祉協議会様に北海道障がい者就労支援センターとして指定し、販路確保や商品開発のほか、障がい者就労施設等の製品カタログを掲載する専用ホームページを活用した共同受注システムを運用しておりまして、こちらは令和3年度166件の商談が成立しております。このほかに、包括連携協定に基づきまして、障がい者の就労支援センター等の製品の販路拡大の取組や、農福連携マルシェの開催も行っております。なお、資料内で、条例に基づく基本的施策の概要を取りまとめておりますので、こちらについては後程ご覧になっていただければと思います。資料3－1については以上です。

引き続きですね、資料の3－2、令和4年度北海道障がい者条例の取組方針に沿って今年度の方針についてご報告したいと思います。まず１ページ目に、今年度の取組方針としまして、基本方針と重点方針を設定しております。まず基本方針につきましては、障がいのある方が当たり前に暮らせる地域は誰にとっても暮らしやすい地域であるという基本的な考え方のもと、（1）の障がいのある方々の参画を基本とした対話の重視、（2）の地域間格差の是正、（3）の幅広い関係者と連携協働した施策の推進、（4）の道民理解の促進、この4点に配慮しながら取組を進めることとしております。

次に重点方針ですが、重点方針の1つ目に、条例の広報につきましては、引き続き道職員による出前講座のほか、パンフレットやパネルなどの啓発資材やフォーラムなどを活用しまして、広く皆さんに、条例の周知を図って参ります。2点目の権利擁護の推進につきましては、関係機関の情報交換ですとか、障がいのある方からの相談事例に対する協議など、差別の解消に向けた取組を推進するとともに、情報保障に係る合理的配慮が提供されるよう取り組んで参ります。3点目の障がい者が暮らしやすい地域づくりの推進につきましては、引き続き障がいがある方々などの声を地域づくり委員会で取り上げまして協議していくほか、新型コロナウイルス感染拡大に対応しました相談体制の確保や情報保障を推進して参ります。最後に４つ目、障がい者の就労支援につきましては、一般就労の推進へ向けて様々な機関とのネットワークづくりを進めるとともに、障害者優先調達法に基づく障がい者就労施設への受注拡大。就労支援センターによる販売機会拡大に向けた取組などを推進して参ります。この方針がですね、次のページから令和4年度の関連施策等の対応についてまとめておりますので、こちらも後程ご覧いただければと思います。私からの説明は以上で終わらせていただきます。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございました。ではまた、問題についてご意見ご質問等、ご自由にお願いいたします。はい、我妻さんお願いいたします。

〈我妻構成員〉

我妻です。条例の地域づくり委員会への相談、協議申立て等の件数がものすごく少ないように感じます。申し立ての件数が、令和元年が11件、令和2年が3件、令和3年は2件というふうにどんどん減っています。これはないに越したことはないのですけど、本当にこの数字なのかなというところがちょっとありまして、コロナということを割り引いても、相談だけは、電話とかで、もしくはＦＡＸとかメールとか手段はあると思いますので、件数が上がってこないというのは何かあるのかなということと、それから、地域づくり委員会も、この間多分コロナで動きが停滞していたと思いますので、その間の部分で本庁の方に何か意見があったりしなかったのかなと少し気になったところです。その2点について少しお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

〈事務局：碓井〉

まず、相談の件数の2件の申立件数の少なさですが、我々も少ないというふうに実は感じております。ただこの件数というのが、相談件数ではなくて申立件数になるので、実態としては、振興局において、直接いろんな相談というのは受けているのかなという風に思うのですが、それが協議まで発展した事案というのは2件ということで、どうしても条例ができてから年数が経って、だんだん形骸化してきてくる部分も出てきてしまっているのかなという部分もございますし、なおかつ地域づくり委員会というものを、広く道民に浸透する必要があるというふうに考えておりますので、先ほどご説明しました道民フォーラム等も含めて、周知啓発を図っております。あとは各地域づくり委員会においても広く周知をして、皆さんがたの意見を募って、さらなる良好なサービスの支援に向けたですね、検討が圏域で図られるようにですね、いろいろな取り組みを今、しているところでございます。

令和2年度、令和3年度、コロナの方で、実際に開催回数というのは減っております。これについてはどうしても他のイベントも含めて皆同じかもしれないのですが、当初どのような形で開催したらいいのか、あとは、今回のようにＺＯＯＭとかがまだ広く浸透していないという関係もあって、令和2年度はかなり件数が減っているところでございます。ただ、今年度につきましては、そういった形での会議の開催方法というのがある程度確立されましたので、各圏域において、順次、再開して前年以上になっているというようにはお聞きしています。以上です。

〈大久保座長〉

我妻さんいかがですか。

〈我妻構成員〉

ありがとうございます。まだまだというか、それにしてもというところもありますので。各圏域のそれぞれ委員会とも情報共有しながら、改めて各圏域の委員会の声なども道の方で集約していただいて、改めて地域づくり委員会のあり方といいますか進め方といいますか、その辺等も少し議論していただけないかというお願いで終わりたいと思います。ありがとうございます。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。私も実は我妻さんと同じような話を他の地方の方と話していて、最近さっぱり地域づくり委員会ないねという話をしていました。実は、道北に先々週行った時に、この案件と同じように、重度心身障がいの小学生の子が、隣町に通いたいけど通えないということで、同じですね、通学保証がないということで、どうしたらいいのかと困っていたのですが、その役場の方が地域づくり委員会はご存知なくて、そこに持ちかけたらいいのではという話をしたのですが、さっき指摘がありましたようにまだまだ知られていないのかなと。問題がないから受付件数が少ないわけではないですよね。そんなに状況は変わっていないと思うので、本当にこれ使われた方がいいと思いますよね。はい。ありがとうございました。

その他、条例の推進に関してご意見、ご質問などありますでしょうか。はい、佐藤さんどうぞ。

〈佐藤構成員〉

地域づくりコーディネーターとして今の我妻さんと大久保さんの話を聞いて、これは今この瞬間コーディネーターとしてこれからこういうことができるのではないかというふうに思ったことですけど、みんなの同意はないのですが。

広域相談体制整備事業って、各年度に必ず1回は振興局の人と一緒に市町村訪問をしなければいけないという業務内容が課せられているんです。なので、その時に条例がありますというパンフレットを渡したりとか、地域づくり委員会がありますよという道が作ったパンフレットをお渡しはしているのですが、市町村の協議会とかも個別の相談の中で、これをうちの町だけではなくて、町を越えて圏域全体とか道で検討できないかなというふうに思ったことは、こういう地域づくり委員会を活用してということのアナウンスを広域相談体制整備事業として市町村に説明ができるかなと今思いました。ヒントありがとうございます。

〈大久保座長〉

はいありがとうございます。ぜひお願いいたします。そのほかいかがですか。よろしいですか。対面じゃないので、なかなか空気が読めないんですけども、次に進めさせていただきますね。はい。ありがとうございます。何かあればおっしゃってください。

続きまして議題の四つ目になりますね。道内各市町村における地域自立支援協議会の設置状況等についてということで、また事務局の方から説明お願いいたします。

**（４）道内各市町村における地域自立支援協議会の設置状況等について**

〈事務局：岡本〉

議題4に関しましては岡本がご説明いたします。まず資料の4-1をご覧ください。資料4－1、4－2は、国が毎年5月にやっております障がい者相談支援事業の実施状況調査の数字の抜粋になっております。資料の4－1に関しては、毎年調査結果が公表されたあと、道のホームページに、道の抜粋分だけ掲載しているのですが、まだ国のデータが取りまとまっておりませんので、速報というかたちでご説明させていただきます。おそらく今月中には国の調査の方も公表されるのではないかと思います。

まず資料の4－1は市町村自立支援協議会・基幹相談支援センター設置・運営状況概要というところでございまして、まず市町村自立支援協議会の方からご説明をいたします。道内各市町村における自立支援協議会の設置状況なのですが、令和4年の4月1日現在での設置数が172ということで全市町村179に対する設置率は96.1％となっております。国のデータが令和3年度までなのですが、国の令和3年度の全国の数字は96.8％ということで、1年前の国の数字、ほぼほぼ全国の状況と同じくらいの比率というふうになっております。

今回新しくつけ加えましたのが、右のグラフの上から2番目に開催回数のグラフを新しく付け加えました。先ほどから形があるだけではなく中身もというようなお話がありましたけども、開催回数を見ることで少し中身もわかるかなというところです。道内の場合、開催回数0が34％、開催回数1回が43％ということで、大体4分の3が、開催回数1回以下となっております。これが令和3年度の国の調査ですと、0回が21％、1回が25％ということで、開催回数1回以下が全国平均で45％程度というふうになっております。ちなみに全国の状況で言いますと、4回以上開催しているところが11％、道の場合は4回5回合わせて2％というふうになっております。

１つ飛ばして（3）、専門部会の設置状況に移りますが、専門部会を設置しているが68、未設置が80ということで、専門部会を設置している道内の自立支援協議会はだいたい半数弱ということなのですが、これも国の調査と比べますと全国のデータでは設置が81％、未設置が19％になっております。専門部会の開催回数に関しては、国の調査で統計を取っていないので、道の状況しかわかりませんが、この資料4-1の1番下の円グラフになりますが、開催回数0が27％、4分の1が専門部会を設置してはいるが1回も開かれていないというような状況で、逆に多いところは30回以上開催しているのは7％あるということで、開催回数に開きがあるなという状況です。

次に資料4-1の2枚目に移るのですが、基幹相談支援センターの設置状況についてご説明いたします。先程少し申し上げましたが、昨年4月1日現在の道内の基幹相談支援センターの設置市町村数が179中93ということで52％、令和3年の時点で全国設置率は50％と、1年前の全国の数字とほぼほぼ同様となっております。これも各都道府県によって設置率にかなり開きがありまして、岐阜県は90％が設置していますが、奈良県は3％と全国でもかなり差が開いています。設置形態は、道内は共同設置が36％ということで、設置しているところの３分の２が共同設置ですが、全国的には単独設置が28％ということで、単独設置が多くなっております。下に設置済み市町村の内訳が書いてありますが、赤字が令和4年度増えた市町村で、日高の平取町、北網の網走を中心とする1市4町、それから音更町の設置しているセンターに士幌町、鹿追町が入ってきたということで、設置市町村は93となっています。十勝の足寄町は、色でいうと水色になっていますが、これは直営から委託に移行したという事で、色は変えてありますが数としては変わっていません。

次、資料の4－2に移ります。サービス等利用計画作成状況ということで、今年度、国の調査から計画の作成率という項目が消えました。これまでは作成状況率とあったのですが、ほぼ100％に近いということで、令和4年度の調査から聞かれなくなりまして、セルフプランの数とセルフプラン率、これだけになっています。道内のセルフプラン率ですが、成人はセルフプラン率が30.16％。障がい児が55.3％ということで、利用者数に対するセルフプラン率は38.33％となっています。令和3年3月末時点での全国のセルフプラン率ですが、成人は15.5％、障がい児が28.5％ということで、北海道のセルフプラン率は高い状況となっています。

セルフプラン率ですが、令和3年の3月時点で、全国平均の15.5％を超えているのが11都道府県ありまして、高いところは40.3％、低いところは0.1％なのですが、実は北海道は、神奈川県、大阪府に続いて3番目にセルフプラン率が高くなっています。障がい児の方ですが、セルフプラン率の平均28.5％を超えているのが12都道府県ありまして、これも高いところが57.5％、低いところが0％となっていまして、北海道は神奈川県についで2番目に高い数字になっています。その下に、圏域、振興局別のセルフプラン率に関しても載せておりますので、こちらは後程ご確認ください。資料4－1と4-2の説明は以上になります。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございました。自立支援協議会、基幹センター、計画相談などのご報告でございました。これについてのご質問ご意見ありましたら、どうぞご自由にお願いいたします。はいどうぞ。

〈髙谷構成員〉

はい。髙谷です。このサービス等利用計画のセルフプランについてなのですが、サービス等利用計画の成人のほうはセルフプランをする権利もご本人は持っているというその権利というのもあると思うので。ただ見て多いと思ったのが、障がい児の方がやっぱりセルフプラン率、たぶんお子さんが自分で立てるということはできないので、保護者の方が立てられているのかなと思います。このサービス等利用計画は市町村が支給決定を下すので、市町村の窓口対応、市町村のサービス等利用計画に対しての考えが大きく数字に反映されるのかなと思います。

私のいる釧路というところではセルフプラン率が6％あるのですが、例えば窓口でセルフプランの権利は当然あなたにはあるのだよという。けれども相談支援専門員がつくことでのメリットだとか、そういうこともできるんだよというのをやっぱり受け付け市町村が、ご本人にその権利を保障するとともに情報提供してもらって決めていただいていくという作業で大きく変わってくるのかなというふうに思ってこの数字を見ていました。児童がこれだけ多いというのは、お母さん1人で背負っちゃっている。逆に言うと背負っちゃっているというか、お子さんの成長を背負っているのだなという、放課後児童デイとかを使っていらっしゃるのだろうかなとは思うのですが、何かそこも市町村への働きかけということになるのかなというふうに思って数字を見ていました。すいません、まとまりのない話になりました。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。全国的にも非常に北海道のセルフプランが高く、さらにお子さんの方はなお高いということで、課題があるのではないかというご指摘だと思います。ありがとうございます。これに関してもほかでも結構ですので、ご質問ご意見等あれば、ぜひお願いいたします。協議会のことでも等含めても結構だと思いますので。

僕から感想になってしまうのですが、協議会の開催状況で設置をしているけど開いてないとか、1回しかないというのは大体ほぼやっていないと同じかなと思ったりするのですが、7割を超えているというのが、さっきの必ずしも連動してないと思いますけども、地域づくり委員会の開催状況と何か少し似ていて、地域の問題を地域の皆さんで考えるという勢いというのか、少し下がっているのかなと思いました。一方、面白いなと思ったのが、専門部会というのが設置状況はそんなに多くないけども、作っているとこはものすごく活発だと見ると、ある意味専門部会が、前で言う自立支援協議会の役割を果たしていて、親会議をやっていなくても専門部会は頑張っているということなのかなと思いますが、逆にいうと専門部会がないところはもう多分あまり親会議もしていないということなのかなと少し推測したのですけど。はい。こんなものですかね。でも北海道96％も自立支援協議会が設置されていますが、8割が年に1回以下しかやっていないというのは寂しいですね。この道の協議会も1回ですから、あまりよそのことは言えませんが。はい、佐藤さんどうぞ。

〈佐藤構成員〉

オホーツクは、毎年自立支援協議会の開催状況、どこの圏域もそうですが地域づくりコーディネーターは市町村の開催状況を把握する業務があるので、把握、お聞かせしてもらったりとか、委員として入ったりしている圏域もたくさんあるのですよね。オホーツクはわりと残念な感じなのですが、町でつくる障がい福祉計画は協議会を通すっていうふうになっているので、3年に1度開催という町がとても多くて。ということは策定年に開催するのですよ。だから令和6年からの計画を令和5年度に作るから、令和5年度に1回は全体会を開催するというようになってくるのですが、そうすると計画を作りっぱなしじゃないのか問題があるのです。ＰＤＣＡサイクルになっていないのではみたいなことをよく市町村の人と話をするのが現状です。

あと市町村の人と話をするのが、やっぱり協議会という名称が協議会なので、一般的に行政からの報告をしてそれの承認を得るのが協議会みたいな、協議会についての認識がそこどまりだと、うちの町の障がいのある人はこんなことで困っているとか、困りごとを何か話題にするテーブルみたいな感じの意識、認識はまだまだ低い。それが、設置はしているけど開催されない原因なのかなんてことは感じているので。

この協議会もそうですが、私ばかりベラベラ話して申し訳ないのですが、もっとみんなで普段から思っていることは話して良い協議会になるといいと思ったりもします。あとは、圏域で言えば、地域づくり委員会と障がい福祉計画等連絡協議会みたいな組織が振興局毎にあるのですが、その何とか協議会と地域づくり委員会の２つの会議が圏域の自立支援協議会機能ですよっていうふうには言われるんですが、やっぱり圏域で地域づくり委員会もそうですけどしゃんしゃん会なんですよ。振興局の人が説明をして、質問ありませんか、はい終わり、みたいな感じになると、北海道がやっている協議会もそういうしゃんしゃんじゃないかみたいなふうになっていると市町村もそれにならってしまうので。北海道がやる協議会こそ、みんなでワイワイしたりだとか、そういう見本を見せたらいいのではないかと少しだけ思いました。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。非常に積極的なご意見、大事なことですよね。それに関連してもその他も結構ですので、協議会や計画作成などについてありませんでしょうか。

〈佐藤構成員〉

今日学校の先生がいらっしゃるのですが、市町村には特別支援の連携協議会かな、協議会と名がつくものがあるのですが、教育の方の協議会はもっと活性化しているのかどうなのか教えてください。

〈大久保座長〉

ご質問ありがとうございます。

〈四木構成員〉

はい、私ですね。特別支援の連携協議会ですね、市町村であるとか、それから各教育局単位で開催しているものになると思いますけども。実のところ、私がこんなこと言っていいのかわからないのですが、中身の部分の充実というとさほどでもないと思うのですよね。きっとこちらの自立支援協議会、各市町村が設置しているとか、回数が少ないというところと根底は同じようなことがあるのではないかとお話を伺って感じたのですが、まずもって、なぜ設置する必要があるのか、設置することで何かメリットがあるのかということを、市町村担当者であるとか、それから参加するメンバーについては、そういう視点を持った方が参加されているので意識が高いと思いますけども、やはり市町村の方でこの自立支援協議会なり、特別支援連携協議会を設置することで、何がどう変わっていくのかという将来的なビジョンが十分描けてないと、道や道教委が言うから設置をしました、でも実際そこで何を話していいのかわからないので、とりあえず第1回目の会合はやりましょう、来年も同じような内容でいいですよねというような前年度踏襲でさほど検証もせずにされているのが実際じゃないかというふうに思うのですよね。であれば、これこそやっぱり好事例で自立支援協議会で、こんな地域の障がい者施策が動き出しましたとか、障がいのある方が地域でこんな活躍ができる場を設けられましたとか、そういうあたりはもっと積極的に発信して、この自立支援協議会を転がすということをする必要がやっぱりあるのではないのかと思うのですが。もちろん皆さん考えてらっしゃることだと思いますけども。そこがやっぱり一番のハードルなのではないかというふうに思いますが。はい。すいません。お答えになっていません。申し訳ありません。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。実態とご提案もありましたね。はい、ありがとうございます。

以前あれですよね。だいぶ前かもしれませんが、この自立支援協議会として発信するような、こんな取り組みやっていますよとかということもトライしたことがあった気がするんですが。少しコロナで固まってきているので、少し外に向かって、やっているところもあると思いますので、そういうのをお互いに共有することも大事ですよね。そんなふうにこの道の協議会も何らかの発信をするということも、ぜひご検討いただけると良いかなと思ったりもします。

だから可能かどうかわかりませんが、設置されている協議会の取り組みがこの道の協議会に少し集まってくるとか、それを皆さんで見てもらって、ここは良いのではという話ができたりというのも何かあるといいですよね。事務局大変かもしれないのですが、少しそのこともご検討いただいて、この道の協議会から市町村の協議会に少しご提案するということもあってもいいのかなと思います。

〈我妻構成員〉

私は札幌市に住んでいるのですが、札幌市の自立支援協議会は割と活発だとお聞きをしています。部会も結構あって、議論が活発に行われているようです。もし、札幌市の方で何かそこら辺の情報というか、動いている活発な様子なんかちょっとご紹介していただけるのであればご紹介いただけないでしょうか。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。せっかくなので、札幌市の方いかがでしょうか。

〈児玉構成員〉

はい。札幌市障がい福祉課です。札幌市の場合ですと、専門部会ということで、相談支援部会ですとか、就労支援部会ですとか、子ども部会といった専門部会とかですね、また札幌市も10区の区がありますので、10区それぞれに地域部会ということで、地域ごとの各区毎の事業者の方とかが集まるそういった部会で構成されているのですが、それぞれ皆さん活動されていまして、色々な意見交換の場を持ったりとかあるいは研修会開催したり、各区毎で色々な取り組みをしているというようなことがあります。その研修企画自体は区役所も入りながら企画したりとか、やっているというようなところで今進めています。自立支援協議会全体としても、先ほど好事例集みたいなお話がありましたけれども、ちょうど札幌市の自立支援協議会でも、好事例集の作成を今まさに取り組んでいまして、来年度発行できるかなという感じで今進めているというのが現状です。はい。以上です。

〈大久保座長〉

ありがとうございます。ぜひそれを北海道の方にも流していただいて、好事例を共有できたら大変ありがたいかなと思います。札幌市はきちんと相談支援事業所が頑張っているのと、必ず区役所の方も入っていただいてというのは結構大きいかなと思うので色々ありますけど、でも続けて頑張っているということかなと思っております。やっぱり多分、民間と官がきちんとお互いにやっているところはそれなりに続いているのかなと思うのですが、どっちかが欠けると難しくなっているのかなという気がしますよね。色々積極的なご意見いただきましてありがとうございます。

その他、いかがですか。よろしいでしょうかね。今出た意見等も事務局の方で記録していただいて、何か来年度できればありがたいなと思いますので、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。

それでは、議題の５つ目ですね。各部会における取り組み状況についてということで、事務局の方からまたお願いいたします。

**（５）各部会における取組状況について**

〈事務局：岡本〉

はい。それでは事務局から説明させていただきます。まず資料の5－1で、今年度の北海道自立支援協議会の中から各部会の開催状況についてということで、1番の地域づくりコーディネーター部会ですが、来週の3月29日の水曜日の午前中に実施を予定しております。ちょっと皆さんのお手元にお配りした内容とは若干変わっています。議題としては、資料4－1、2でお示ししました障害者相談支援事業実施状況調査の道内結果についてのもう少し詳しいご説明、それから広域支援体制整備事業に係る業務内容の整理、それから地域生活支援拠点の整備状況、この3本を中心に、あとはその他、議題があればということで、議題を考えているところです。地域づくりコーディネーター部会はこの予定で考えております。

〈事務局：竹内〉

はい。障がい者保健福祉課竹内です。続いて私から地域移行部会以降をご説明させていただきます。

地域移行部会については、今年度開催しておりません。これまでも道の計画策定年度に活動してきている状況にありますので、これについて来年度、計画の策定に向けて、地域移行の状況について分析等を行いながら計画に反映させていくという取り組みをして参ります。

続いて、人材育成部会ですけれども、こちら、先月24日に開催しました。相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成に関して取り組んできております。新たな人材育成のビジョンの策定に向けた考え方ですとか、各研修の開催状況について、また昨今の虐待の発生状況を踏まえ、オンラインでの研修の学習効果を含めて、人材育成における課題について議論していくことなどを確認したところです。また研修事業者が集まって行う全体会議の方向性などについても、今後のあり方の議論を進めているところになります。

続きまして人材育成部会についている障害者ピアサポート研修ワーキングチームの取り組みです。こちらについては、今年度2回開催してきているのですが、昨年度からこのワーキングチームを立ち上げまして、道の新たな事業としてピアサポーターを養成する研修の事業を作り上げていくべくワーキングチームを形成してきているところです。ワーキングチームは、昨年度の国の厚生労働科学研究事業で、研究に携わった方などを中心に結成しておりまして、昨年度3回、今年度2回ということで進めてきているのですが、当初の計画では、令和4年度に基礎研修、令和5年度に専門研修と段階的に進めていく構想で検討していたのですが、今年度においては事業予算の調整がつかなかったことから、実施するに至りませんでした。今回、令和5年度に向けて現在財政担当部局とやりとりをしている最中なので、予算が措置されれば、令和5年度実施できる見込みという状況です。内容についてはご覧のような議論を進めてきておりまして、10月から11月にかけて、国で行われた指導者の養成研修の内容をなどを踏まえまして、道の研修の基本的な部分を検討する作業を進め、道の研修の実施要綱案をどのようにしていくかというような議論を進めてきているところです。

続いて資料5－2が、ピアサポーター養成事業ということで、現在検討中の事業になります。冒頭、課題として、最初の議題でもお話しましたけれども、法改正の踏まえた相談支援体制の確保について先ほど資料の4－2でサービス等利用計画などの利用者数が約9万8,000人ということで、10万人近い利用者の方が道内にいるというお話がありましたけれども、適切な相談支援体制の確保に向けた取り組みとして、また一方で、障がい者の方の雇用率向上に向けた取り組みも必要であり、国でも数値目標を令和6年度は2.5％ということで設置しておりますことから、ピアサポーターは当事者の目線で相談支援に従事できることから利用者ご本人の悩みやニーズを引き出し、くみ取ることができる存在としての活躍が期待できますし、これは障がいがある方にしかできない仕事を新たに世の中に位置付けていくことができるという機会であると考えておりまして、障がいのある方の就労支援施策としても、効果的であるというふうに、二つの効果を期待できる取り組みとなっております。

資料の2ページ目では、研修で学ぶカリキュラムの概要を記載しております。基礎・専門・フォローアップという3種類の研修を行っていくことになります。基礎研修ではピアサポートとはどういうものであるかという理解を深めていく内容の研修で、専門研修はより実践的な内容の研修になります。フォローアップは働き続けていくための定着支援的な内容を含む研修となっておりまして、この３つの研修を一体的に進めていくということになります。

次のページでは、この研修を受けることによって事業所が取得できる加算の概要を記載しております。対象は相談系事業所と就労と継続支援Ｂ型、そして報酬単価は利用者１人あたり月100単位ということになっております。障がい当事者と協働して支援する方が2人1組で研修を受け、当事者の方をピアサポーターとして配置し、障がい者への配慮に関する研修を行うことなど要件を満たすことで、取得することができます。またＢ型事業所においてはこれに加え、利用者さんと一緒に生産活動に参加して、支援を行うことが要件とされております。現在、令和5年度末までは、この研修に類似する研修で自治体が認めれば、加算を取得することができますが、令和6年度からは、都道府県または政令指定都市が行う研修でなくては加算が取れなくなりますので、令和5年度中に研修を行わなくては加算が取れなくなる事業所が発生してしまうということになります。

このため最後のページになりますが、おおよその今後のスケジュールになりますけれども、令和5年度中の開催を目指し、現在、財政担当部局との予算協議をしておりまして、承認されれば、第2回の北海道議会に補正予算案として本事業を諮ることになります。なお、全てが滞りなく進んだとすれば、委託を想定しておりますが、事業者の公募・選考を経て、9月以降順次研修を開催していけたらというような流れになっております。こういう形で来年度大きなサポーターの養成を新たに取り組んでいくべく調整を進めているところです。説明は以上になります。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございました。

今、３つの部会と１つのワーキングチームの活動について報告がありました。ご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。はいどうぞ、髙谷さん。

〈髙谷構成員〉

はい。質問です。教えてください。人材育成部会というのはこの自立支援協議会の各専門部会という感じの理解でよろしいでしょうか。

〈大久保座長〉

はい。事務局お願いいたします。

〈事務局：竹内〉

はいそうです。それぞれの部会がすべて専門部会に当たります。

〈髙谷構成員〉

はい、そうすると、今、北海道の研修事業者は２つの事業者が相談とかサービス管理責任者の研修とかをされていると思うのですが、その２つの事業者は人材育成部会に私の頭の中では入っていると思っています。だけども、この一番下に研修事業者全体会について自立支援協議会の各専門部会の全体会というのがイメージとして私の知識不足かもしれませんが、全体会といえばこの自立支援協議会も全体会だと思うし、この会議も全体会に当たるのではないかというふうに思っています。研修事業者全体は、この人材育成部会に全部の事業者が入っていないのかという質問と、この全体会の意味を教えていただきたいと思います。

〈大久保座長〉

事務局お願いします。

〈事務局：竹内〉

まず、人材育成部会の構成は相談支援専門員の研修、サービス管理責任者の研修、あと強度行動障がい、行動援護の研修事業に携わっている方から構成しております。その他有識者の大学の先生なども含めてですけれども、こちらで取り扱っている法定研修で今お話をした四つの研修から部会員の方を選考して、それぞれの研修の効果であったり、内容の部分を議論するというような形で進めているところです。

研修事業者全体会というのは、それぞれの研修に携わっているスタッフの方々が、例えば法改正による研修事業への影響であったりを行政説明して聞いていただくとか、もしくはこの自立支援協議会の場で研修事業者の検証の中で反映していただいた方がいいのではないかというような内容があればそれを伝達するとか、あとは実際に研修のカリキュラムの中で、ここの内容をどういうふうにしていくと効果的なのかという情報交換を研修事業者同士で行っていただいたりとか、そういう研修の実務に携わっている方含めて参加していただくより実務的な会議というイメージになります。はい。以上です。

〈髙谷構成員〉

はい、ありがとうございます。そうすると、この人材育成部会にはそれぞれの国研修の各事業者は全部入っているのですか。それとも、相談だったらサービス管理責任者等、今1つではないですよね、行動援護もやられているところは１つではないですよね。そこから例えば3法人やっていたとしたら、その中から1法人を部会にということですか、それとも3事業者から1人ずつ入ってということになっていますか。

この質問の意図は何か今、国の方でもこの人材育成にすごく力を入れていて、国研修をする北海道の研修の方々は本当にご尽力いただいていると思います。だから各事業者自体が、ディスカッションというか話し合いのもと、この国研修が北海道として進めていけたら、この人材育成だとか、今、例えば私とかだと、福祉と雇用の連携とかというところも広くこう研修事業者は連携を図っていきましょうというのも進んでいっているところなので、北海道の国研修の事業者を強固に結びつけていっていただきたいというか、ディスカッションをそれぞれする場所があって欲しいなという希望もあります。はい、以上になります。

〈事務局：竹内〉

事務局から説明させていただいてよろしいですか。人材育成部会の構成員にはすべての研修事業者は入っていません。というのもそもそも、私の先程の説明の仕方が悪かったのですけれども、研修事業者を入れるっていう観点では規定はされていなくて、それぞれの研修に関して見識のある方を1名ずつ代表して選考していっているので結果研修事業者の方にはなっているのですが、それぞれの研修について見識のある方を1人ずつ選んでいるという状況です。

〈大久保座長〉

私が補足するのは変ですが、この協議会に関係する研修でいうとサービス管理者研修とか、相談支援従事者研修とか、強度行動、行動援護がありますが、ほとんどが道の指定の事業者になったのですよね。だからどの事業者がなっても要件を満たせば誰でもいいといえば変ですけど、要件を満たせばいいということで、昔に比べると相当な数の事業者が実はたくさんいらっしゃるというのが一つ、もう一つは、人材育成部会は法定研修の他のことも考えているので、法定研修も含めた、まさに髙谷さんがおっしゃったように北海道として人材育成をどうするのかということの方が主要な命題で、その研修事業者というのはその中の法定研修に関する研修事業者の集まりという意味で、別に法定研修が全てではないのでその他のこともたくさんあるので、そのことも論議しましょうっていうことが人材育成部会なのかなと思います。ただ、構成員の問題とか言われますので、まだまだ課題はあるかなと思います。

〈髙谷構成員〉

はい、ありがとうございます。

〈大久保座長〉

でもご指摘あったようにすごく人材育成というのはすごく大きな課題に挙げてられていますね。本当にここは大事なことかなと思います。その他の部会などでも、何かご意見ご質問等あれば。実はこの親部会の専門部会ですので、ぜひ色々質問があればこの機会ですので、何をやっているのみたいなことをお聞きいただければいいかなと思います。

〈髙谷構成員〉

これが親部会だとしたら、地域づくりコーディネーター部会の開催状況で、議題はここに載せていただいているのですが、どういう議論がされましたよというようなこともあわせて報告いただくと、協議会としてはそうなのかというように、私たちもその専門部会の活動状況がわかると思います。今、人材育成部会については、座長の方からご説明いただいたところもあるのですが、その専門部会であればやっぱり議題だけじゃなくて、内容も併せて教えていただけるとありがたいです。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。そうですね、もし可能であればですが、オンラインであれば、例えば各部会の部会長さんが顔を出していただいて、直接ご報告いただくというのも一つかなと思いますよね。その方がよりリアルに、お答えが聞けるかなと思いますので、そんな開催の仕方の問題も少し、事務局でご検討いただければいいかなと今思いました。思いつきですけど。

私から質問なのですが、ピアサポート研修の方のことなのですが、これはずっと課題になっていました。私も相談支援事業所をやっている時にピアサポーターを配置すると相談のメリットもあるし、加算になるというメリットもあって、でもピアサポーターの研修を受けた人がいないので、それができなくて困っていたことがあるのです。いよいよ出来るのでよかったと思うのですが、研修の国の実施要綱では、確か都道府県または指定都市となっていて、札幌市の方はピアサポート養成研修みたいのは、今、予定はないということでよろしいでしょうか。

〈児玉構成員〉

現在札幌市では研修予定は今のところないです。以上です。

〈大久保座長〉

わかりました。そうすると確か要綱では都道府県または指定都市なので、北海道に頑張ってやってもらうということですか。はい。ありがとうございます。

実はですね、ピアサポーターっていろんなピアサポーターがあるので、多分大変だと思います。精神の方のピアサポーターと身体障がい者の方のピアサポーターっていうのはピアカウンセリングと言ったりしますけど、とても盛んだったのですが、ほかにもいろいろありますからね。知的障がいの方とか高次脳機能障害とか、たくさんあるのできっとそれをうまく統合されたのかなと思いますけど。本当はこれも中身も聞けると面白いかなと思います。髙谷さんがおっしゃる通りで、議題しかわからないので、はっきりとはいえませんが。ありがとうございます。

その他、部会、ワーキングチームなどについて、ご質問ご意見とかありますか。はい、いいですかね。時間も大分時間過ぎましたので、次に移らせていただきます。

議題６つ目その他とありますが、事務局他にございますか。

**（６）その他**

〈事務局：竹内〉

事務局から、残りの資料6とあると思うのでこちらをご覧いただけたらと思います。冒頭の挨拶でもふれておりましたけれども、昨年西興部村の障害者支援施設において、複数の職員が虐待に関わった事案が発生したほか、高齢者施設においても虐待が立て続けに発生したことも踏まえ、施設における虐待防止に向けた施設従事者と利用者を対象とした調査を実施したほか、あすなろ福祉会における避妊処置の報道等を受けまして、共同生活援助事業所、いわゆるグループホームにおける入居者の結婚等にかかる実態調査を管理者と入居者ご本人に実施したところです。

まず資料の左側の虐待防止に向けた実態調査についてですが、2の調査対象に記載の通り、道が所管する全ての障害者支援施設、いわゆる入所施設を対象とし、施設従事者である生活支援員や看護職員等の直接処遇職員は4,801人。また入所者は、対象者数を事前に調査していて、ご本人から直接回答いただける方は1,766人。意思表示ができないご本人の代理として調査にご協力いただくご家族の方は2,147人、合計3,913人を対象をとして、行っているところです。続いて資料右側のグループホームにおける入居者の結婚等に係る調査につきましては、道所管のすべての事業所を対象とし、管理者延べ399人、また入居している方は事前調査により、全入居者の8,741人を対象としております。

なお調査に当たり、入所者や入居者ご本人に対する調査項目については、関係する当事者団体や北海道障がい者施策推進審議会の委員の皆様方から、ご意見をいただきまして決めさせていただきました。団体や委員の皆様からは、知的障がいのある方が理解しやすい表現を用いるよう助言をいただきまして、記載内容の見直しを図ったところです。

今後のスケジュールについては下段の4の左側に記載の通り、施設等の職員への調査を先行して1月末に開始したところであり、回答期限である2月末時点の速報値ではありますが、虐待防止の調査については、生活支援員等から約5割、結婚等の調査については、管理者から約7割の回答いただいており、3月末を目処に集計結果を取りまとめの上、道のホームページにて公表を予定しております。

また、施設やグループホームに入所、入居されている方については、右側に記載の通り、2月末より調査を開始し、4月末を回答期限としているところであり、5月末には施設やグループホームの職員向けの集計結果と合わせ、調査全体の結果を取りまとめることとしております。

道としては、こうした実態調査を通じ、虐待に関しては、背景や要因について分析し、その防止に向けた取組みに反映していくこととしており、グループホームにおける結婚等の調査に関しては、事業所の方々や利用者の皆様方から、現状や想い、お考えなどをしっかりと把握の上、国の情報共有し、本協議会のメンバーの方からも参加していただいていらっしゃいますが、障がい者施策推進審議会でのご議論いただきながら、利用者の方々に良質なサービスが提供されるよう取り組んでいくこととしております。

なお、本自立支援協議会においては、開催要領に定める議題として、障がい者施策推進審議会から提案された支援体制の整備方策に関する政策上の課題に関することという規定がありますので、今後、審議会の中での議論から、例えば地域の相談支援体制の課題や人材育成における課題などが見えてきたとなった場合は、本協議会に議論を依頼されることがありますので、その際はぜひご協力いただけたらと思います。説明以上になります。

〈大久保座長〉

はい、ありがとうございます。虐待等に関する調査に関してのご報告でした。これに関して皆さんからご質問ご意見等ありますでしょうか。

私から1個だけ質問なのですが、速報値で施設のスタッフからの回答が来ていますけど、少し低いなと思ったのですが。介護職員の方は33％、生活支援でも5割って、こんなものかなとか。質問内容を見ていないので何とも言えないのですが。何か感触ありますか、道の方で。

〈事務局：碓井〉

事務局の碓井です。今回の調査は、実は過去の調査というのが、これまで毎年実施していてある時を境に、数年おきっていうような形で変わったのですが、以前は実は抽出調査になっておりまして、その時は、基本的に各施設に各10名ずつみたいな形をとっておりました。今回は、対象が実はすべてに広がっておりまして、従事者の方はもう基本的に雇用形態にかかわらず正職員であろうと、非正規の職員であろうと全ての方に、調査票の案内をお配りしまして、なるべく回答しやすいようにインターネットを介して、電子申請フォームからご回答いただいております。

ちなみに昨年行った北海道のケアラー条例の関係でも同じような形で調査をしているのですが、今回の生活支援5割というのは、それに比べればかなり高い数字となっております。以上でございます。

〈大久保座長〉

ありがとうございました。そうですか。その他ご質問とかご意見等ございますか。ございませんか。はい。ありがとうございます。

全国でも、この話題が随分言われていますけどね。調査の結果をまたこちらで報告されるようなのでそれでまた皆さんと協議できればと思います。ありがとうございます。それでは議題はすべて終わったのですが、最後に全体として皆さんの方から何かお話したいこととかございませんか。特によろしいですか。はい。わかりました。ありがとうございます。

それでは事務局何か連絡事項等ありましたらお願いいたします。

〈事務局：竹内〉

特にありません。

〈大久保座長〉

そうですか。わかりました。そうしましたら、これで本日の議事はすべて終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

**４　閉会**

〈事務局：碓井〉

どうもありがとうございました。

本日皆様方からいただきました意見を踏まえて、次回以降の協議会の開催にあたって、進めて参りたいと思っております。

それではですね。以上で、北海道の自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。